

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	株式会社ベガコーポレーション
【英訳名】	Vega corporation Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浮城 智和
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 経営管理本部長 河端 一宏
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区祇園町7番20号 博多祇園センタースペース4階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長浮城智和及び当社取締役経営管理本部長河端一宏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は家具・インテリア等を販売する小売業であり、経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重視されていることから、指標として売上高が適切であると判断しました。また、全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、事業拠点の売上高の金額が高い拠点から合算していき、売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。なお、売上高のおおむね97%を計上する事業拠点を評価範囲に含めており、評価範囲に含まれていない事業拠点については、金額的重要性及び質的重要性並びにその発生可能性が僅少であることを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、当社は小売業を営んでいることを鑑み、商品仕入及び販売並びに在庫管理が収益獲得活動であることから、企業の業務目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、仕入高及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや財務報告への影響を勘案し重要性の大きい業務プロセスとして、税効果会計プロセス及びヘッジ会計プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。